

(案)

## 沖縄県雇用対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県の厳しい雇用失業情勢を改善し、県民が生きがいを持って働く自立した豊かな社会の実現を目指し、国・県・労働団体・経済団体が一体となり、地域の経済・雇用情勢を見通しつつ、効果的な雇用施策を協議し、推進するために沖縄県雇用対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、沖縄県の附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日付け沖縄県総務部長決定）に定める会合として運営する。

(協議事項)

第2条 協議会では次の事項を協議する。

- (1) 雇用機会の創出・拡大と求職者支援について
- (2) 若年者の雇用促進について
- (3) 職業能力の開発について
- (4) 働きやすい環境づくりについて

(組織等)

第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置く。
- 3 会長は、沖縄県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を統括し、必要があると認めたときは、委員以外の関係者を協議会に出席させその意見等を聴くことができる。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

(幹事会)

第5条 協議会での協議事項に係る課題の調整、取り組みを検討するために幹事会を置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するために、商工労働部雇用政策課に事務局を置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年 月 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

沖縄県雇用対策推進協議会委員名簿

	団 体 名	職 名
1	沖 縄 県	知 事
2	社団法人 沖縄県経営者協会	会 長
3	日本労働組合総連合会沖縄県連合会	会 長
4	沖 縄 労 働 局	局 長